

令和4年度山形県及び関係団体の新規就農者支援策一覧

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
5	山形県	新規就農定着サポート事業	認定新規就農者等（新規参入者） ・営農費用助成は50歳以上の方	【営農費用助成】 ○営農費用（種苗費、農薬費、肥料代等）の一部を助成。助成額60万円以内 【アドバイザーの設置】 ○農業に関するアドバイザーを設置する場合、アドバイザーに対し1年目10万円、2年目5万円を助成	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑤営農費用助成
13	各市町村	経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策）	・経営開始時に49歳以下の認定新規就農者 ・R4年度中に経営を開始する者等	補助対象事業費上限1,000万円 (経営開始資金受給者は上限500万円) 機械、施設の導入経費等	—	—	—	—	—	⑤営農費用助成
19	①山形市	新規就農支援事業（農地賃借・機械、施設導入）	就農から3年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）の農地賃借や、農業用機械・施設の購入費を補助。 ○農地：実際の賃借料と補助基準額に、賃借面積を乗じて得た額のいずれか少ない額で、1人10万円/年を限度。最長3年 ○機械・施設：補助率30%、上限30万円。就農から3年まで	随時募集	予算内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	⑤営農費用助成
21	①山形市	新規就農支援事業（施設修繕）	就農から5年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）が行う、施設及び付帯設備の修繕に要する経費を補助。 補助率30%、上限30万円。就農から5年まで。	随時募集	予算内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	⑤営農費用助成
22	②上市市	上市市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・集落営農組織	農業用機械・施設で、耐用年数が5年以上のもの（中古は2年以上）の購入費を助成 ・認定新規就農者：補助率1/2（上限25万円） ・認定農業者、集落営農組織：補助率1/3（上限20万円）	令和4年3月上旬～3月末	認定新規就農者を優先に予算の範囲内交付決定	農林夢づくり課 農夢係	023-672-1111 (内線411)	—	⑤営農費用助成
25	③天童市	農業担い手等経営確立支援事業	認定農業者又は認定新規就農者	認定新規就農者が、必要な機械等の導入又は整備する時の経費を助成。金額は経費に1/3を乗じて得た額又は40万円のいずれか低い額。就農5年以内の農外からの新規参入者は、70万円のいずれか低い額	年1～2回	不定	農林課	023-654-1111 (内線215)	www.city.tendo.yamagata.jp	⑤営農費用助成
27	③天童市	天童市新規就農者農地賃借料支援事業	(支援対象者) 認定新規就農者又は農地法第3条の許可を受けた新規就農者。 (条件) ・借地権を設定した農地の50%以上が市内に存する。 ・借地権の存続期間が3年以上。 ・3親等以内の親族からの借入れでない。など	賃借料（10aあたり上限1万円）×借地権年数（上限5年）	賃借初年の翌年2月末	不定	農業委員会事務局	023-654-1111 (内線232)	www.city.tendo.yamagata.jp	⑤営農費用助成
29	④山辺町	山辺町新規就農者経営確立支援事業	青年等就農計画の認定を受けてから5年以内の新規就農者	1物件10万円以上（税抜価格）の小規模な農業用機械・施設等の取得費に対して、補助金を交付する。 補助率は1/2以内（千円未満切り捨て。限度額20万円）	—	予算の範囲内	産業課	023-667-1106	—	⑤営農費用助成
30	⑤中山町	果樹等経営安定対策支援事業	認定農業者/認定新規就農者	果樹・野菜・花き等に使用した農業購入経費の10%を補助（消費税を除く） 上限は20万円	—	—	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
31	⑤中山町	生産基盤強化支援事業	認定農業者/認定新規就農者	農業用機械の導入経費の10分の3を補助（消費税を除く） 上限は30万円 設計金額が10万円以上で、事業実施年度において法定耐用年数に達していないもの原則として、軽トラックのような汎用性の高いものは対象外	令和4年5月2日～令和4年5月13日	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
32	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1)新規就農者/認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となることが見込まれる者 (2)中高年就農者/45歳以上65歳未満の者で、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行っている者	施設整備、機械購入、基盤整備等の営農に係る経費を助成。45歳未満の新規就農者は、事業費の1/2以内の100万円が限度（45歳～65歳未満の中高年就農者は50万円、夫婦ともに就農する場合は150万円が限度）	—	—	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyou/nougyou/sh	⑤営農費用助成
45	⑦河北町	新規就農者農業用機械購入支援事業	認定新規就農者	農業用機械の購入補助として、10万円以上で耐用年数が5年以上の農業用機械を購入した場合、購入費用の1/2（上限額50万円）を補助。	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑤営農費用助成
50	⑧西川町	農業機械施設整備支援事業	認定新規就農者等	農業用機械レンタルに対する助成	随時募集	1/3	産業振興課	0237-74-2113	—	⑤営農費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
52	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	認定新規就農者等	○就農等条件整備支援 機械・施設等の購入費用を補助。経営体育成支援事業の場合、事業費の1/6以内の額とし上限100万円。経営体育成支援事業に該当しない場合は事業費の1/3の額又は、上限100万円のいずれか低い額	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
56	⑨朝日町	朝日町チャレンジファーマー応援事業	先進的な取り組み等を行う農業者	取り組みに要した経費を助成。事業費の1/2以内とし上限100万円	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
57	⑨朝日町	スマート農業化支援事業	果樹農家で①65歳以上②新規就農者③認定農業者④栽培面積が1haを超えている生産者①～④のいずれかに当てはまる者	○電動アシスト剪定鋏の購入費の(税抜) 1/3上限5万円 ○自動車刈機の購入費(税抜) 1台あたり1/2(補助合計50万円限度)	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
58	⑨朝日町	簡易トイレ購入補助事業	①経営面積が1haを超える農家②2戸以上の農家が組織する団体	簡易トイレ購入費の1/2上限10万円	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
59	⑩大江町	大江町未来を耕す農機具支援事業	認定新規就農者	農機具購入補助として、20万円以上の農機具を購入した場合、購入費の1/3を補助(上限30万円)	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑤営農費用助成
64	⑪村山市	施設整備及び機械・種苗等購入補助「いっくど農業なつづくプログラム」(村山市担い手創造)	市内の認定新規就農者または市内で就農して認定新規就農者となることが確実と見込まれる者(経営開始5年以内)	○施設整備及び機械・種苗等購入補助 市が認める費用の1/2(上限青色申告者30万円・白色申告者20万円)を補助	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成
65	⑪村山市	村山市重点作物に取り組み環境整備補助「いっくど農業なつづくプログラム」(市重点作物推進事業費補助金)	市重点作物の生産に取り組む者 ※市重点作物＝サクランボ・モモ・スイカ・トマト	○苗木補助＝サクランボ・モモの苗木購入経費の1/3(上限サクランボ1,500円/本・モモ800円/本)を補助 ○スイカ・トマトの苗木購入経費について、昨年度より増やした本数分に補助 ○土壌改良＝農地の土壌診断後に実施する土壌改良に要する経費のうち肥料購入に要する経費の1/2(上限15千円)を補助 ○視察研修＝視察研修にかかる経費に対し1/2(上限30千円)を補助	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成
69	⑫東根市	就農ファーストステップ支援事業	市内に住所を有する18歳から65歳までの就農後概ね3年未満の新規就農者で、認定農業者を目指す者であり、東根市農業委員会で新規就農者として農地を取得又は賃借した者。	①就農の際に必要な農業用設備の取得及び農業用機械の購入に要する経費に対し、補助対象経費の3分の1の補助金を交付する。(上限50万円) ②就農する年度に賃借した農地の賃借料に対し、助成金を交付する。(対象農地10aあたり7千円または賃借料のいずれか低い額)	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	⑤営農費用助成
72	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業(新規就農者支援)	※移住者限定 経営開始後5年以内(前年度農業所得200万円以下)	①資材・苗代 10万円/年 ②農地賃借料 10万円/年 ③農作業小屋賃借料 3万円/年 ④農業機械賃借料 3万円	—	—	農林課	0237-22-1111	—	⑤営農費用助成
76	⑭大石田町	元気な新規就農者支援事業補助金	就農から5年以内の者	農業用機械等購入費の1/2 上限50万円 農地賃借料の1/2 上限10万円	—	—	産業振興課	0237-35-2111	—	⑤営農費用助成
77	⑮新庄市	新庄市新規就農支援事業	市内在住の認定新規就農者	認定新規就農者が農地中間管理機構から賃貸権の認定等を受けた市内農地の賃貸料を助成する。(10,000円/10a)	—	若干名	農林課 農政企画室	0233-22-2111 (内線267)	—	⑤営農費用助成
78	⑮新庄市	新庄市新規就農支援事業	市内在住の認定新規就農者	認定新規就農者が青年等就農計画に基づいて導入する農業用機械・施設の費用を助成する。(対象経費の1/2 上限100万円)	—	若干名	農林課 農政企画室	0233-22-2111 (内線267)	—	⑤営農費用助成
82	⑯舟形町	舟形町園芸拡大スピードアップ事業	町が選定した園芸作物を栽培し、農業所得70万円以上を目指す者	50万を上限に交付。資材代、種苗等の初期投資経費が対象。	—	—	農業振興課	0233-32-2111 (内線412)	—	⑤営農費用助成
84	⑳大蔵村	農業後継者等自立支援事業	農業後継者(概ね40歳以下)並びに新規就農者(概ね45歳以下)の者、又は農業後継者等の団体の代表者	農業経営に必要な農地取得及び施設整備で、自己負担分の借入に係る約定償還表により確認した借入日から、5カ年分の利子相当額(限度額100万円)を助成	—	—	産業振興課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
85	⑳大蔵村	新規就農者確保事業	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の対象者で新規就農1年目の者	新規就農年次にのみ、50万円を村でかさ上げて給付する。	—	—	産業振興課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
90	㉑米沢市	米沢市未来を拓く農業支援事業	45歳未満の認定新規就農者	農業後継者・新規就農者が自ら主体となって行う作物の栽培や新たな栽培方法等の導入・新商品開発事業等の積極的な取組を支援する。補助率1/2(上限100万円)	令和4年4月1日～ (予算の範囲内)	予算の範囲内	農政課	0238-22-5111	http://www.city.vonezawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
100	㉒川西町	経営発展資金利子助成事業	認定農業者及び認定新規就農者	資金の借入に係る利子助成。 融資額：50万円以上500万円以内 利率：1.5%(町の利子助成により実質無利子)	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
101	㉒川西町	新規就農総合支援事業	①認定新規就農者 ②農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者及び新規就農者育成総合対策(経営開始資金)非対象者	施設、機械(中古を含む)等の営農に係る経費の1/2を補助。上限20万円。	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	予算の範囲内 2/3	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
106	⑦長井市	長井市生き生き就農機械施設整備事業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)、新規就農者総合対策(経営開始資金)対象者	①軽トラック等(貨物車)(3分の1補助で上限30万円) ②トラクター(2分の1で上限50万円) ③管理機(2分の1で20万円が上限) ④収穫・出荷用等機械(2分の1以内で20万円が上限) ⑤ハウス(2分の1以内で30万円が上限)。 ⑥市長特認(2分の1以内で20万円上限)各制度1回限り。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
107	⑦長井市	長井市生き生き就農農地等賃借支援事業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)、新規就農者総合対策(経営開始資金)対象者	農地賃借料の2分の1以内で年間30万円が上限。3年間。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
114	⑳白鷹町	新規就農者育成支援事業(機械・施設等導入支援)	・本籍及び前住所が町外であること ・取得した機械及び施設等を耐用年数期間に基づき使用する者 ・「農業経営計画」を有する者 ・「農業経営計画」の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・機械及び施設等を本人名義で取得する者 ※農業経営計画 青年等就農計画、農業次世代人材投資事業に基づく研修計画等	機械・設備整備に要する経費の1/2又は50万円のいずれか低い額を助成(1人1回限り)	随時	予算範囲内	農林課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑤営農費用助成
119	㉑飯豊町	農機具等整備支援事業	認定新規就農者	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。1ターンで就農した者は軽トラックや除雪機も助成対象とする。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
120	㉑飯豊町	土地改良費補助事業	認定新規就農者	農地を良好にするために行う工事等(畦畔除去、砂利除去、水路工事、暗渠埋設、農地改良)の費用を助成。対象経費の1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
121	㉑飯豊町	1ターン就農ステップアップ支援事業	1ターン就農者で、10年以上専業で農業を継続し続けている者であり、認定農業者であること。	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。ただし、10年に1回の支援とする。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
124	㉑鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(オーダーマイド型独立就農支援事業)	以下のいずれにも該当する者 ・就農時の年齢が原則として49歳以下の者 ・就農後5年を経過しない新規就農者 ・年間農業所得目標200万円を目指す事業計画を策定した者	農業所得目標の達成に直接的に必要な事業に要する経費であり、国及び県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械、施設の導入や、無人ヘリオペレーター免許、ドローン操縦免許の取得に係る経費、 事業費上限50万円 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費、単に肥育の用に供する家畜の購入経費は対象外	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
125	㉑鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(農業機械・農業用ハウスリース支援事業)	転入後10年を経過しないU1ターン者で認定新規就農者	農業用機械の賃借料年額の1/3又は5万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
126	㉑鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(農地賃借料支援事業)	転入後10年を経過しないU1ターン者で認定新規就農者	農地賃借料年額の1/3又は9万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
130	㉒三川町	新農業所得構造改革推進事業	町内農業者及び団体等	・土づくり支援(堆肥散布支援、稲わら腐熟促進支援) ・瑞穂の郷づくり支援(直播・密苗・先進除草システム等機械導入支援) ・園芸等生産向上支援(園芸用ハウス整備、機械導入支援等)	6月30日	予算の範囲内	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
131	㉒三川町	リーディングファーマーズ銀行事業	町内農業者及び団体等	機械施設等導入のために借り入れた融資に対して利子補給(3年を上限)	随時募集	特になし	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
134	㉓庄内町	地域おこし協力隊起業支援	委嘱期間満了後も町に定着し、地域の活性化に資する活動をする者	地域おこし委嘱期間満了の前1年以内又は後1年以内で、町内で農業経営する方について、100万円以内で補助。	—	—	農林課	0234-42-0167	http://www.town.shonai.lg.jp	⑤営農費用助成